

二級建築士の業務停止処分について

建築士法（昭和25年法律第 202号）第10条第 1 項の規定による処分をしたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 7 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 処分をした年月日

令和 5 年 3 月 29 日

2 処分を受けた建築士の氏名等

氏 名	建築士の別	登録番号
見津 庄二	二級建築士	富山県知事登録 第6046号

3 処分の内容

業務の停止 2 月間 （令和 5 年 6 月 1 日から同年 7 月 31 日まで）

4 処分の原因となった事実

(1) 中新川郡上市町内の自動車車庫の新築工事について

代理者及び工事監理者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第 6 条第 1 項に規定する確認済証の交付を受けずに、無確認で着工されることを容認した。

(2) 中新川郡上市町内の倉庫の新築工事について

工事監理者として、工事監理を行い、工事監理が終了したにもかかわらず、建築主に建築士法第20条第 3 項の規定による文書での報告をしなかった。